

運用基準 23 (通称) 生野高原住宅団地における自己用住宅【包括承認基準】


(通称) 生野高原住宅団地内における自己用住宅に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

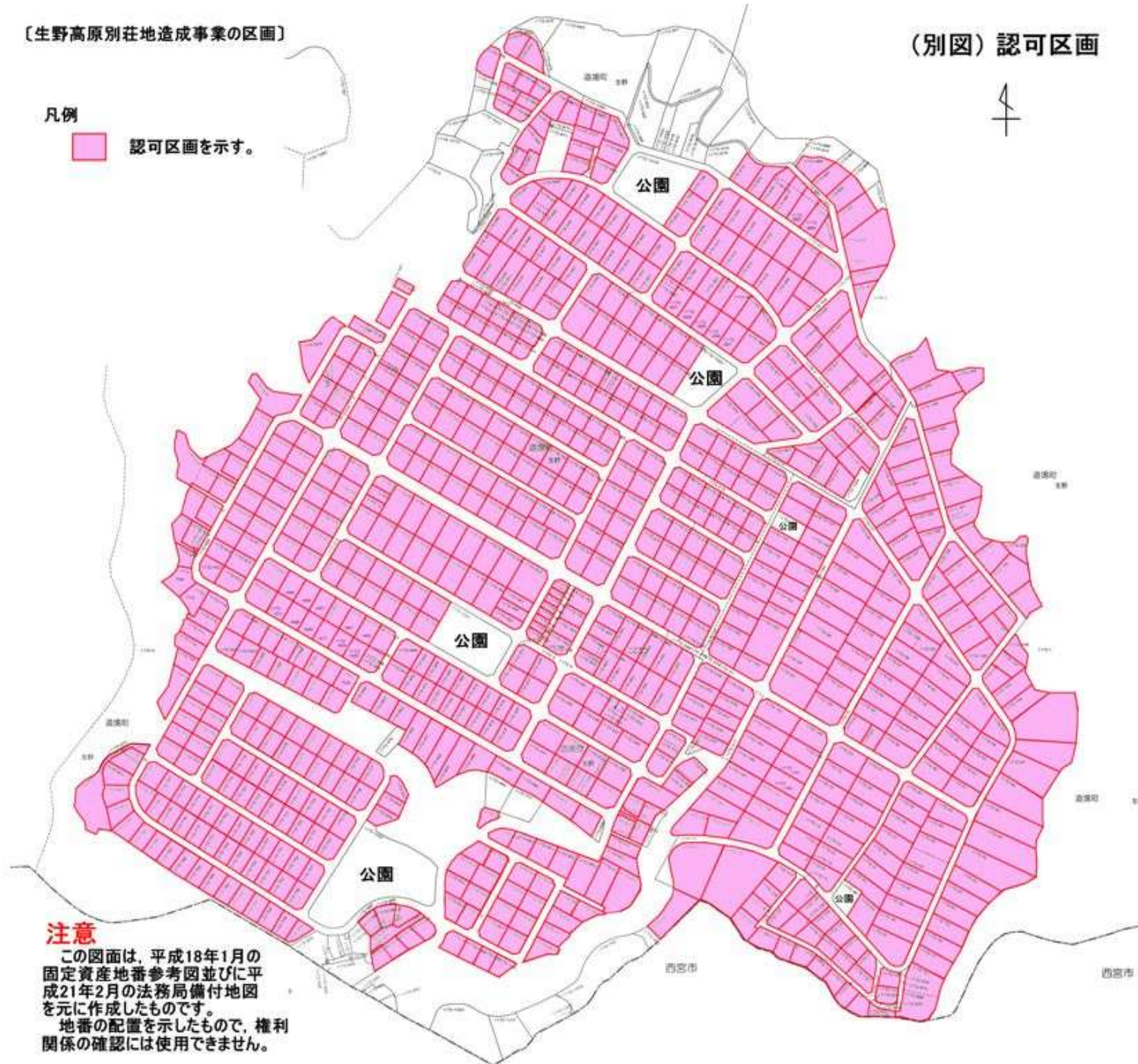
- 1 申請者が所有している土地又は取得することが売買契約書等により確認できる土地であること。
- 2 申請地は、(旧) 住宅地造成事業に関する法律(昭和 39 年法律第 160 号) 第 4 条に基づき昭和 44 年 6 月 17 日認可第 44-3 号及び同年 12 月 27 日認可第 44-12 号による認可に係る生野高原別荘地造成事業の 1 区画(別図に示す区画のことをいい、以下「認可区画」という。)か、又は認可区画を統合した区画であること。
- 3 予定の建築物が自己の居住の用に供する 1 戸の専用住宅であり、これにふさわしい規模、構造、設備等のものであること。
- 4 敷地内の既存擁壁の構造や安全性をあらかじめ確認し、必要に応じて補修等を行うこと。
- 5 敷地の地盤高さは原則変更しないこと。ただし、駐車場確保などやむを得ず変更する場合で、隣接擁壁の安全性に支障がないことが確認できる場合はこの限りでない。

〔生野高原別荘地造成事業の区画〕

(別図) 認可区画

凡例

 認可区画を示す。



注意

この図面は、平成18年1月の
固定資産地番参考図並びに平
成21年2月の法務局備付地図
を元に作成したものです。
地番の配置を示したもので、権利
関係の確認には使用できません。